

総合ポイント事務局からのお知らせ

日頃は、JA あいち三河の各事業をご利用いただき誠にありがとうございます。組合員本人もしくは組合員と同居家族以外の総合ポイント会員様(注1)は、最後にカードを用いてポイント付与または使用した日の翌日から**3年間**経過した日の年度末に会員資格を喪失し、ポイントカードのご利用ができなくなります。

(注1) 組合員本人もしくは組合員と同居家族以外の総合ポイント会員様
総合ポイント奨励制度開始(平成25年4月)以前に産直店舗・A コープ等のカード会員から総合ポイントカード会員になられた方で、組合員の加入手続きをしていない会員様

※現在組合員本人・組合員と同居家族以外の方が新たに総合ポイント会員に申し込む場合には組合員加入の手続きが必要です。

会員資格喪失日 令和3年3月31日

会員資格が喪失になると カード残高は消滅 します。

上記の会員資格喪失日までに、ポイントカードを用いてご利用(ポイントの獲得または使用) いただければ、会員資格は喪失しません。

ポイントカードのご利用をお願いします。

※カードの機能が停止している場合があります。
カードを利用する前に、ご利用の店舗にお問い合わせください。

※カードを紛失した場合は、ご利用の店舗へ2月末日までにご来店のうえ再発行手続きを行ってください。

お問い合わせ先

J A あいち三河 総合ポイント事務局
担当(藤澤・金田) 電話 0564-64-2636
平日午前9時から午後5時30分